

令和2年（2020年）4月1日以降に契約する農業農村整備事業工事については、新積算基準等に関する周知期間や積算システムへの反映の期間等を考慮し、以下の措置を講じる。

なお、新積算基準の積算システムへの反映まで（5月予定）の期間については、平成31年度（2019年度）積算基準で積算するものとする。（積算システムへの反映は別途通知予定）

1 措置の内容

工事の発注者又は受注者は、令和2年（2020年）4月1日以降、熊本県公共工事請負契約約款第53条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等＝P新×k

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新積算基準等により積算された予定価格（単価は契約日のもの）

k：当初契約の落札率